

第三條中「一般職業能力申告票」ヲ「青壯年國民登錄票」

ニ、「申告控」ヲ「登録濟證」ニ改ム

第四條中「一般職業能力申告票用紙」ヲ「青壯年國民登

録票用紙」ニ改ム

第五條中「申告票」ヲ「青壯年國民登錄票」ニ改ム

第七條中「一般職業能力申告票用紙」ヲ「青壯年國民登

録票用紙」ニ、「申告票」ヲ「青壯年國民登錄票」ニ改ム

第九條ヲ削リ第十條ヲ第九條トシ第十一條ヲ第十條ト

ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十五年<sup>十月十</sup> 厚生省令第四十三號抄錄

第一條第一項

國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第六號

ニ依リ昭和十五年十月十九日厚生大臣ノ指定シタ

ル者(以下要申告者ト稱ス)ニ關スル令第四條第一

項ノ申告ハ毎年九月末日現在ヲ以テ十月十日迄ニ

居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル

國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

第三條 第一條ノ申告ハ一般職業能力申告票(別表

様式)ニ依リ之ヲ爲シ當該申告控ハ要申告者之ヲ

保管スベシ

第四條 一般職業能力申告票用紙ハ居住地ノ市町村

長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所

長之ヲ交付ス

申告期限迄ニ一般職業能力申告票用紙ノ交付ヲ受

ケザル要申告者ハ居住地ノ市町村長ヲ經由シ又ハ

經由セズシテ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導

所長ニ其ノ交付ヲ請求スベシ

第五條 市町村長ハ申告期限後十日以内ニ要申告者

ヨリ申告票ヲ取纏メ當該市町村ヲ管轄スル國民職

業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第七條 勞務動態調査規則第十條ノ勞務動態調査員

ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ一般職業能力申告票

用紙ノ配付又ハ申告票ノ蒐集ニ從事ス

第九條 第一條ノ申告ヲ爲シタル要申告者ハ其ノ保

管ニ係ル申告控ヲ徵兵検査ノ日ニ徵兵官ヲ經由シ

テ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ返還ス

ベシ

尙、右改正に伴ひ國民勞務手帳及國民登錄事務取扱

規程も同日付官報を以て左の如く改正せられた。

國民勞務手帳及國民登錄事務取扱

規程中改正ノ件 (昭和十七年九月一日)

昭和十六年七月厚生省訓令第九號國民勞務手帳及國民登

録事務取扱規程中左ノ通改正ス

第四章中「一般職業能力申告票用紙」ヲ「青壯年國民登

録票用紙」ニ、「申告票用紙」ヲ「登錄票用紙」ニ、「申告

票受拂簿」ヲ「登錄票受拂簿」ニ、「一般職業能力申告票」

ヲ「青壯年國民登錄票」ニ、「申告票」ヲ「登錄票」ニ改ム

第六十四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

勞務動態調査員前項ノ規定ニ依リ登錄票ノ蒐集ヲ爲

スニ當リテハ登錄票及登錄濟證ヲ對照シ其ノ記載事

項ニ脱漏又ハ誤謬ナキヲ確認シタル後檢印及割印ヲ

押捺シタル上登錄濟證ヲ切取り之ヲ要申告者ニ交付

スベシ

食糧管理法の一部施行期日の件等公

布

食糧管理法の一部施行期日の件に關する勅令は昭和

十七年九月十一日付官報を以て公布せられた。右に伴

ひ昭和十四年公布の米穀統制法一部施行に關する勅令

等は廢止せらるゝに到つたが、之を掲ぐれば以下の如

くである。

食糧管理法ノ一部施行期日ノ件

(昭和十七年九月十日)

食糧管理法第四十五條第一項第四號ノ規定ハ昭和十七

年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十七年二月二十日法律第四十號食糧管理法抄錄

第四十五條第一項

左ニ掲グル法律ハ之ヲ廢止ス

四 米穀配給統制法

昭和十四年勅令第五百五十一號米

穀配給統制法一部施行ニ關スル件

及昭和十四年勅令第六百七十八號

米穀配給統制法一部施行ニ關スル

件廢止ノ件 (昭和十七年九月十日)

(勅令第六百五十一號)

昭和十四年勅令第五百五十一號及昭和十四年勅令第六

百七十八號ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ昭和十七年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年九月三十日現在  
 青壯年國民登録票  
 男

※大産業		※中産業		※職業分類		印		一氏名及 生年月日		二本籍		三居住ノ 場所		四兵役關係及 等級		五學歷		六職業		七家庭及身 體ノ狀況		※摘要									
						明治 大正		昭和 大正		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		(イ)兵種及 (ロ)役職 (ハ)職 (ニ)職上ノ身 位 (ホ)經驗年數		(イ)學校又ハ學 校ノ修業 (ロ)現ニ在學 (ハ)學校又ハ學 校ニ在學スル		(イ)勤勞ノ場所 (ロ)勤勞ノ場所 又ハ名稱 (ハ)勤勞ノ場所 又ハ名稱		(イ)職業名 (ロ)職業上ノ身 位 (ハ)經驗年數		(イ)世帯ノ 主トシテ (ロ)世帯上ノ 地位 (ハ)世帯主世帯員 ノ數		(イ)配偶者 (ロ)有無者 (ハ)現ニ扶養 スル者ノ數		(イ)同居人 (ロ)別居人 (ハ)計人		(イ)精神又 ハ身體ノ 狀況			
						昭和 大正		昭和 大正		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字							

昭和 年 月 日申告  
 國民職業指導所  
 青壯年國民登錄濟證

一氏名及 生年月日		二本籍		三居住ノ 場所		四職業名		昭和 年 月 日申告		國民職業指導所	
縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字	
縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字		縣府道 區町村大字	

注意  
 一 入警廳ニシタ場合又ハ居住ノ場所ニ異動ガ生ジタ場合ハ此ノ登錄シタ國民職業指導所長ニ其ノ旨報告スルコト尙其ノ報告ニハ此ノ登錄濟證ニ記載シテアル居住ノ場所及職業名ヲ必ズ附記スルコト  
 二 此ノ登錄濟證ハ右ノ異動報告ヲ爲ス場合又ハ國民職業指導所ヨリ其ノ提示ヲ求メラレタ場合等ニ必要アルカラ一年間之ヲ保管スルコト

